

【令和元年10月から制度開始】
幼児教育・保育の無償化に係る
お手続きについての手引き

【問い合わせ先：私立の幼稚園等の預かり保育・一時預かり・認可外保育施設等をご利用の方】

茨城町保健福祉部こども課 TEL：029-240-7144（直通）

【問い合わせ先：公立の幼稚園等の預かり保育をご利用の方】

茨城町教育委員会学校教育課 TEL：029-240-7121（直通）

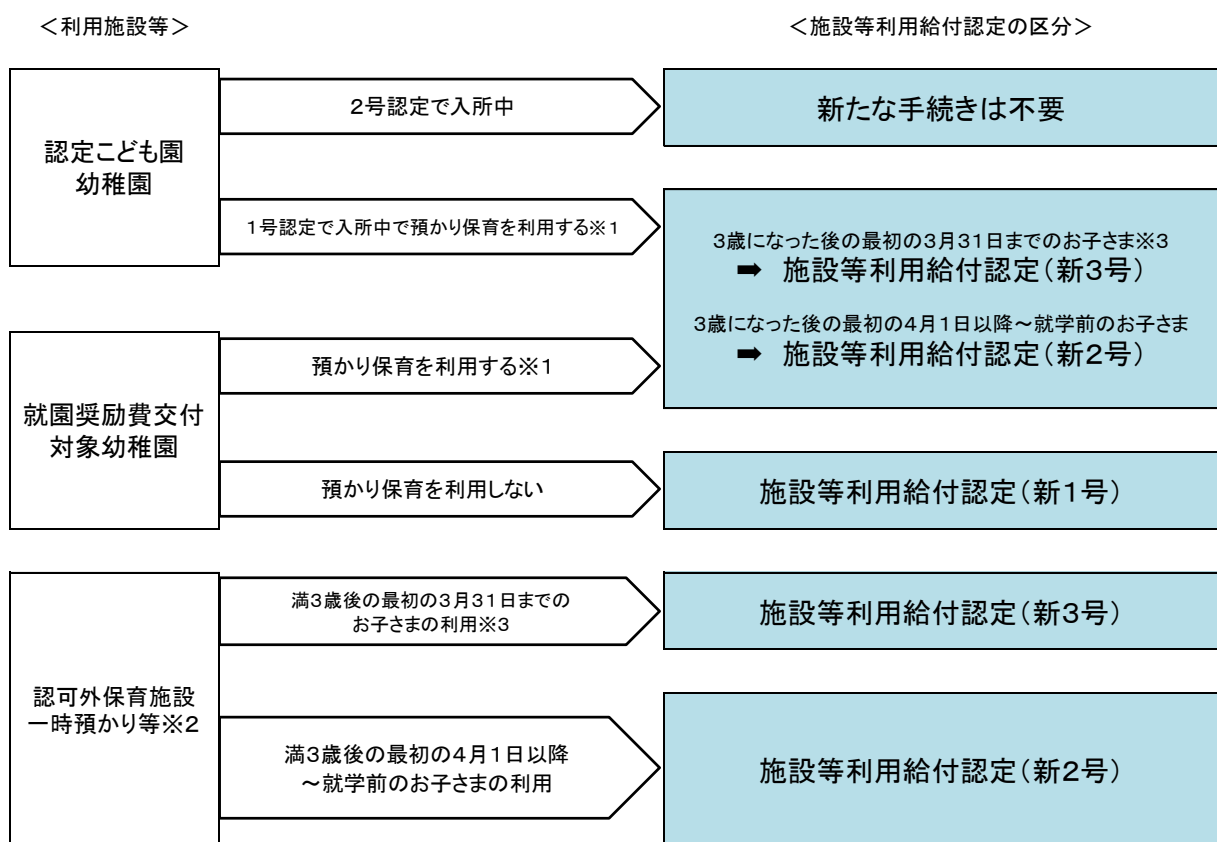


幼稚園（新制度幼稚園を除く）や幼稚園等の預かり保育，認可外保育施設等の利用料に対する給付（施設等利用給付＝いわゆる「無償化」）を受けるための「認定」手続きについてご案内します。

認定申請にあたっては，希望する区分に応じて必要な書類を作成し，こども課（公立施設については学校教育課）に提出してください。また，無償化の給付を受けるには，事前に認定を受けた上で利用する必要があります（認定を受けていなかった期間については無償化の対象外です）。

利用中の施設など，町以外へ提出する場合は，氏名を明記した封筒に，提出者の本人確認書類の写し及び世帯全員のマイナンバー確認書類の写しを封入して提出してください。

認定の区分



※1 預かり保育部分の無償化対象は，保育の必要性が認められる方に限ります。

※2 無償化対象は，保育の必要性が認められる方に限ります。対象施設には，従業員の子どものみを預かりの対象とする認可外保育施設のほか，一時預かり事業，ベビーホテル，病児保育施設，ベビーシッター，ファミリー・サポート・センターを含みます。今年度認可保育所等の申込みをし，有効な支給認定証（2号または3号）をお持ちの方は，当該申請手続きは不要です（該当者には別途，無償化に関するご案内をお送りします。）。なお，企業主導型保育事業は，町ではなく事業者への申請及び町への利用報告が必要です。詳細は事業者へお問い合わせください。

※3 無償化対象は，市町村民税非課税世帯のお子さまに限ります。

1. 幼稚園（新制度未移行）・特別支援学校幼稚部に在園（予定）の方
または幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用（予定）の方

無償化を申請するサービス	無償化対象となる世帯	提出書類		
		施設等利用給付認定申請書	保育を必要とする事由を証明する書類	市町村民税非課税世帯であることを証明する書類
教育時間のみ※1（保育サービス※2 の無償化を申請しない場合）	全世帯	○	—	—
教育時間に加えて保育サービス※2 の無償化を申請する場合	保育を必要とする事由に該当する場合	○	○	○※3

※1 すでに1号（教育）認定を受けて幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用している場合は、無償化を受けるために、施設等利用給付認定を受ける必要はありません。

ただし、教育時間に加えて預かり保育を利用し、その無償化を希望する場合には、施設等利用給付（第2号＝新2号または第3号＝新3号）の認定を受けてください。

幼稚園（新制度未移行）・特別支援学校幼稚部に在園（予定）の場合は、無償化を受けるために、施設等利用給付認定（第1号＝新1号）を受ける必要があります。

※2 保育サービス：預かり保育，認可外保育施設，一時預かり事業，病児保育事業，ファミリー・サポート・センター事業

※3 市町村民税非課税世帯の方で、かつ、お子さまが満3歳児（3歳になってから最初の3月31日までの間）の場合に限り、提出が必要です。過去2年間において茨城町以外で居住した（茨城町以外で住民登録があった）期間のない方は、提出が不要となります。

例) 令和元年10月から認定を受ける場合、「令和元年度非課税証明書（内容は平成30年中の収入等に基づくもの）」が必要です。提出の有無については、茨城町へお問い合わせください。

2. 認可外保育施設等をご利用（予定）の方

< 0～2歳児及び満3歳児（3歳になってから最初の3月31日までの間） >

無償化を申請するサービス	無償化対象となる世帯	提出書類		
		施設等利用給付認定申請書	保育を必要とする事由を証明する書類	市町村民税非課税世帯であることを証明する書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設 ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 	住民税非課税世帯で、かつ、 保育を必要とする事由 に該当する場合	○	○	○※1

※1 過去2年間において茨城町以外で居住した（茨城町以外で住民登録があった）期間のない方は、提出が不要となります。

例) 令和元年10月から認定を受ける場合、「令和元年度非課税証明書（内容は平成30年中の収入等に基づくもの）」が必要です。提出の有無については、茨城町へお問い合わせください。

< 3歳になってから最初の4月1日以降～5歳児 >

無償化を申請するサービス	無償化対象となる世帯	提出書類		
		施設等利用給付認定申請書	保育を必要とする事由を証明する書類	市町村民税非課税世帯であることを証明する書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認可外保育施設 ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業 ・ ファミリー・サポート・センター事業 	保育を必要とする事由 に該当する場合	○	○	—

3. 施設等利用給付認定（第2号，第3号）における「保育を必要とする事由」

- ・幼稚園等の預かり保育や，認可外保育施設等の利用料に対する給付（施設等利用給付＝「無償化」）を受けるためには，以下の「保育を必要とする事由」に該当し，要件を証明する書類を添付して施設等利用給付認定（第2号または第3号）の申請をする必要があります。
- ・これらの事由がなくなった場合は，町に認定区分の変更（取下げ）の申請をする必要があります。また，★印の事由の場合は，他よりも認定期間が短くなりますのでご注意ください。

事由	要件	証明する書類
就労	保護者が月 64 時間以上就労している場合	就労中の方…就労証明書
		就労見込の方…就労見込証明書 (勤務開始以降に再提出あり)
		自営業の方 } 就労状況申告書 (ほか開業届等) 農業従事者 }
妊娠・出産 ★	保護者が妊娠中又は出産後間もない場合	母子健康手帳の写し (表紙及び出産予定日記載箇所)
疾病・障害	保護者が疾病やけが，あるいは心身に障害があることにより，子どもの保育にあたれない場合	疾病…医師の診断書 (保育困難であることが明記され，診断日及び療育期間の記載があるもの)
		障害…障害者手帳等の写し
介護・看護	子どもの家庭または家庭外において，病気や心身に障害のある親族がおり，月 64 時間以上の介護・看護を要するため，子どもの保育にあたれない場合	介護…関係書類 (介護保険証の写し，ケアプラン)
		看護…関係書類 (医師の診断書，障害者手帳の写し)
求職活動 ★	求職活動 (起業準備を含む) を継続的に行っている場合	就労確約書 (ハローワークカードの写し等活動状況がわかるものがあれば添付)
就学	保護者が学校又は職業訓練校に，月 64 時間以上在学している場合	在学証明書と時間割・カリキュラム等の写し
災害復旧 ★	保護者が震災，風水害，火災その他の災害の復旧に月 64 時間以上従事している場合	り災証明書の写し
その他	上記に類似する，子どもの保育にあたれない特別な事情がある場合	左記の事由を客観的に証明する書類 (詳しくは，茨城町こども課にご相談ください。)

※父母ともに保育の必要性を証明する書類が必要となります。

4. 市町村民税非課税世帯であることを証明する書類

0～2歳児及び満3歳児（3歳になってから最初の3月31日までの間）で認可外保育施設等の利用料に対する給付（施設等利用給付＝「無償化」）を受けるためには、「保育を必要とする事由」を証明する書類に加えて、「市町村民税非課税世帯」であることを証明する書類を添付して、施設等利用給付認定（第3号）の申請をする必要があります。

市町村民税非課税となる世帯	証明する書類
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	生活保護受給証明書の写し
保護者が里親である世帯	措置決定通知書の写し
市町村民税非課税世帯	〇〇年度※2 町民税・県民税 非課税証明書の原本（算定根拠となる年度の1月1日時点で茨城町にお住まいの場合は添付不要です。）
<p>以下に該当する未婚のひとり親世帯のうち、「寡婦(夫)控除のみなし適用」※1をした場合に、市町村民税が課されないこととなる世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得の計算対象となる年の12月31日以前に婚姻によらないで母（又は父）となっていること。 ・今までに婚姻をしたことがないこと。 ・現在、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者がいないこと。 ・現在、扶養親族又は生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者又は扶養親族となっていない子で、所得の計算対象となる年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が38万円以下のもの）がいること。 ・（父の場合）所得の計算対象となる年の合計所得金額が500万円以下であること。 	<p>(1)茨城町寡婦(夫)控除のみなし適用申請書 (2)次のいずれかの一つ（算定根拠となる年度の1月1日時点で茨城町にお住まいの場合は添付不要です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「〇〇年度※2 町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」の全体の写し ・「〇〇年度※2 町民税・県民税 税額決定 納税通知書」の全体の写し ・「〇〇年度※2 町民税・県民税 所得(課税)証明書」の原本（通常は1月1日に住民登録のあった市町村で発行しています。市町村によって名称が異なるため、「税額控除、所得控除、扶養状況の記載があるもの」と指定してください。）

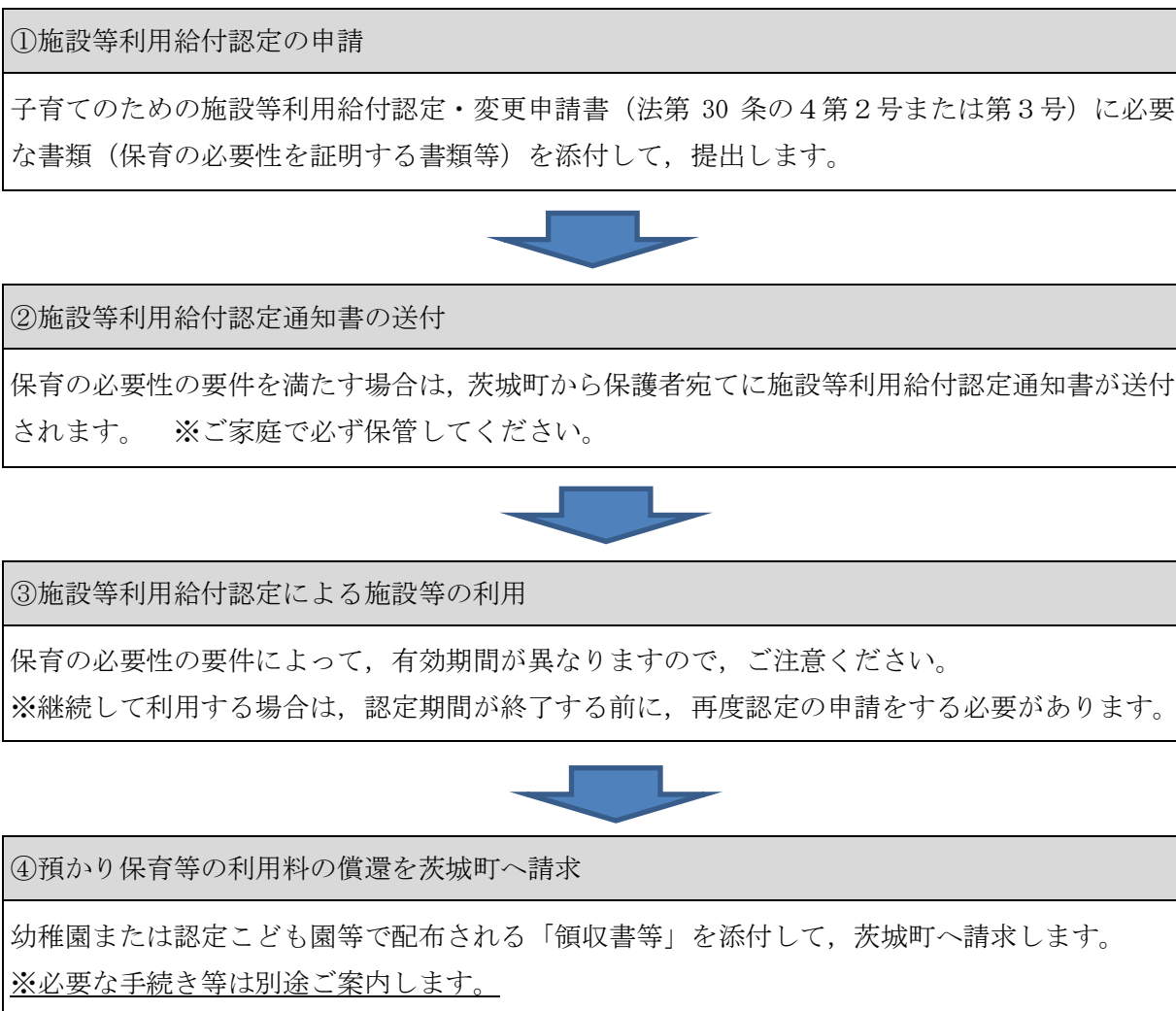
※1 実際に賦課される町民税が軽減されるものではありませんので、ご注意ください。

※2 どの年度の通知書、証明書が必要かは、認定申請月によって異なります。取得の際は、下図をご参照ください。

《算定根拠となる切り替え時期》

4月～8月 (前年度市町村民税に基づく負担額)	9月～3月 (当年度市町村民税に基づく負担額)
----------------------------	----------------------------

5. 幼児教育・保育の無償化（預かり保育等）の手続きの流れ



6. 現況確認について

- ◆給付の認定を受けた方は、年に1度、「現況届」の提出が必要となります。現況届に必要な書類は別途ご案内します。

7. 注意事項について

- ◆給付認定後に家庭の状況または就労状況等に変更があった場合は、保護者の方より変更手続きが必要となりますので、茨城町へ変更申請書及び必要書類の提出をお願いします。
- ◆認定期間を終了したまま、変更申請の手続きをせず、新たな保育事由による認定を受けていない状態で施設等を利用した場合、無償化の対象外となり、利用料等の償還を受けられなくなりますので、十分ご注意ください。
- ◆茨城町外へ転出した場合、転出先の市町村で無償化の対象となりますので、住民登録がある市町村の担当課でお手続きを行ってください。また、必ず茨城町へ転出に伴うお手続きと利用中の施設等へ転出した旨の連絡を行ってください。